

CHILD

HEALTH

AICHI

小児保健あいち

第 19 号

令和 3 年 2 月 21 日発行

愛知県小児保健協会

ごあいさつ

令和2年度は、誰も予想していなかった人類史に残る COVID-19 パンデミックに見舞われた年となりました。これだけ発達した公衆衛生や医療技術をあざ笑うかのように新しいウイルスは猛威を振るい、我々は極めて原始的に「人と人との接触を避ける」という、中世から行われていたような対策を取らざるを得ない事態に陥っています。

一方、感染拡大が長期化するにつれて、その対策そのものの弊害が大きくなり、我々が一番守りたいものは何か、という問いも出てきています。感染防止対策が徹底される中で、夏かぜ、インフルエンザ、RS ウイルスなどの急性感染症が激減しました。それだけでなく、感染症が引き金になる喘息発作、慢性疾患や先天性疾患の悪化、免疫系の変動によって引き起こされる川崎病や腎炎まで減少傾向が見られています。感染症が子どもの健康にどこまで影響を及ぼしていたのか、改めて実感することにもなりました。

これは、小児医療には打撃を与えていますが、小児保健の立場から言えば喜ばしいことのはずです。しかしその引き替えとして、子どもたちは大勢で集まって遊ぶ機会を奪われ、一緒に食事をしたり歌を歌うことを「いけないこと」のように教え込まれ、手が荒れて痛いほどの手洗いを強要されています。幼児期に擦り込まれた生活習慣は、一生涯影響を残すかもしれません。

さらに言えば、幼少期に多くの感染症を経験することなく育った子どもたちは、成人・老人になってから生まれて初めての感染症に出会うことになるかもしれません。ムンプス・伝染性紅斑・風疹など多くのウイルス感染症は、小児期にはただの風邪ですが、成人がかかると症状も重く、合併症も多い疾患です。その点で、コロナだけが特別なウイルスではありません。

小児保健において、ポストコロナの時代は「上手に風邪をひく」生活を取り戻すことが、大切なテーマになりそうです。

今年の愛知県小児保健協会は、理事会も紙面開催となり、小児保健研究会も発表関係者だけの集まりと Web 開催になりました。この歴史的な経験を、しっかり記憶に焼き付けていきたいと思っています。

2021年2月

愛知県小児保健協会
会長 伊藤浩明

目 次

令和2年度愛知県小児保健協会学術研修会プログラム	1
一般演題	
1 青年期における完全除去または治療の途中で食事制限を有している患者の食生活 岡田 恵利 (あいち小児保健医療総合センター)	2
2 思春期の悩みを肯定的に考えることができる子の育成 ～6年生のリクエストをもとにした保健教育「出張ほけん室」を通して～ 鈴木 滋子 (岡崎市立三島小学校)	3
3 乳児健診でのスポットビジョンによる弱視検査 棚橋 順子 (川井小児科クリニック)	4
4 愛知県内2市の乳幼児健診における17年間の事故調査 杉浦 至郎 (あいち小児保健医療総合センター)	5
特別講演	
『応答する保育』ってどんな保育? ～子どもの『やりたい』を見つけ出そう～ 講師:名古屋短期大学 保育科 教授 小島 千恵子 氏	6
関係機関団体紹介 公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県歯科医師会、愛知県小児科医会、 一般社団法人愛知県薬剤師会、公益社団法人愛知県栄養士会、愛知県学校保健会、 愛知県養護教育研究会、愛知県保健師会、愛知県市町村保健師協議会、 公益社団法人愛知県看護協会助産師職能委員会、公益社団法人愛知県歯科衛生士会、 愛知県保育士会	7
愛知県小児保健協会規約	15
令和2年度愛知県小児保健協会役員名簿	16

令和2年度 愛知県小児保健協会学術研修会プログラム

日時 令和3年2月21日(日) 13:00～15:30

場所 あいち小児保健医療総合センター 地下1階 大会議室

受付開始(12:30～)

I あいさつ 愛知県小児保健協会会長 伊藤 浩明 (13:00～13:05)

II 一般演題 座長/あいち小児保健医療総合センター副センター長 山崎 嘉久 (13:05～13:55)

1 青年期における完全除去または治療の途中で食事制限を有している患者の食生活

岡田 恵利 (あいち小児保健医療総合センター)

2 思春期の悩みを肯定的に考えることができる子の育成

～6年生のリクエストをもとにした保健教育「出張ほけん室」を通して～

鈴木 滋子 (岡崎市立三島小学校)

3 乳児健診でのスポットビジョンによる弱視検査

棚橋 順子 (川井小児科クリニック)

4 愛知県内2市の乳幼児健診における17年間の事故調査

杉浦 至郎 (あいち小児保健医療総合センター)

III 特別講演 座長/愛知県保育士会会長 河野 輝敬 (14:10～15:30)

『応答する保育』ってどんな保育? ～子どもの『やりたい』を見つけ出そう～

講師:名古屋短期大学 保育科 教授 小島 千恵子 氏

後援:愛知県 名古屋市 愛知県医師会 愛知県小児科医会 愛知県歯科医師会 愛知県薬剤師会
日本小児保健協会

演題「青年期における完全除去または治療の途中で食事制限を有している患者の食生活」

○岡田恵利¹⁾ 2)、窪田祥平¹⁾、北村勝誠¹⁾、高里良宏¹⁾、松井照明¹⁾、杉浦至郎¹⁾、伊藤浩明¹⁾

- 1) あいち小児保健医療総合センター アレルギー科
- 2) NPO 法人アレルギー支援ネットワーク

【背景と目的】

乳児期発症の食物アレルギー患者の多くは学童期までに自然耐性獲得をするが、青年期においても完全除去の食物がある人、治療の途中で一部の食事制限を有している人、摂取後の運動誘発が残存し摂取時間に制限がある人が存在する。今回、青年期まで遷延した食物アレルギーを有する患者の食生活の実態と疾患に関する気持ちを明らかにし、患児本人への栄養食事指導の在り方について考察した。

【方法】

2019年4月から2019年12月までに当院アレルギー科に受診した15歳以上の鶏卵、乳、小麦、ピーナッツのいずれかに食物アレルギーを有する患者を対象とし、診療録を後方視的に調査した。尚当科では日常の診療の一環としてアレルギーを有する食物の摂取状況に加え、日常生活の様子等に関しても問診し記録を行なっている。

【結果】

総数は54人、年齢中央値17歳、男:女(31:23)、エピペン所持者38人(70.3%)、エピペン使用経験者12人(22.2%)、鶏卵アレルギー43人、乳アレルギー30人、小麦アレルギー15人、ピーナッツアレルギー15人(重複あり)であった。

食生活、外食時に困惑感がない患者は、54人中51人(94.4%)、社会との関わりが消極的な特徴がある患者は7人(13.0%)、希望の職業や夢に向けて、経口免疫療法の開始や摂取後の運動誘発症状の確認を検討している患者は4人(7.4%)であった。

食物アレルギーの治療のために抗原摂取をしている患者45人中28人(62.2%)は「治療以外で抗原そのものを食べない、嫌い」、15人(33.3%)は「抗原の味、匂いが嫌い」、10人(22.2%)は「症状を感じる」と回答した。

社会人の患者5人は、全員外食先のお店で自分が食べられそうな料理を選択することができていたが、安心して摂取可能なものがない等の場合は外食の誘いを断ったり、後からコンビニでおにぎりを購入したなどの経験がある者もいた。

【考察と結論】

個々の社会環境の中、患者本人の力で工夫をして食生活を営み、安全な食を確立しようとしていた。青年期における食物アレルギーの栄養食事指導は彼らの考えている食生活を尊重し、自己肯定感が持てる様に支援していくことが求められる。

思春期の悩みを肯定的に考えることができる子の育成 ～6年生のリクエストをもとにした保健教育「出張ほけん室」を通して～

岡崎市立三島小学校 養護教諭〇鈴木 滋子すずき ぶきこ

1 はじめに

1学期の終わり頃になると、6年生の児童が保健室に置いてある性に関する本を読みに来る。普段は外で元気に遊んでいる児童が、毎年同じ時期に情報を求めてくることに気付いた。

学校では、身体測定時や体育科、特別活動の時間に、命や性に関する保健教育を行っている。特に4年生の体育科では、男女の体つきの変化や月経、射精、異性への関心について学ぶものの、多くの児童は実感が伴わない。興味関心が高まり、「自分の悩み」となる時期が6年生だと感じていた。そこで、6年生の児童が何を知りたいのか調査し、正しい知識を得ることで思春期の悩みを肯定的に考えることができるようになってほしいと願い、性に関する保健教育「出張ほけん室」の実践に取り組むことにした。

2 実践

(1) 事前調査「心と体についてもっと知りたいアンケート」の結果より（R1年度1学期末 前任校：矢作東小学校6年生116人対象 無記名自由記述式回答）

- ・総回答数155件中、116件(75%)は、思春期の心と体の変化に関する内容であり、関心が高かった。
- ・質問として多かったのは、①性器(40件)、②声変わり(14件)、③月経(13件)、④反抗期(12件)、⑤多様な性(8件)であり、4・5年生時に学習した内容をより詳しく知りたいと感じていることが分かった。

(2) 保健教育「出張ほけん室」の内容

事前調査の結果を受けて担任と相談し、右の7つの項目を取り上げることにした。身体測定を含めた2時間の計画で、学年一斉指導とした。

担任が児童役になり、保健室に相談に来るといった設定の寸劇の中で、養護教諭が質問に答える形で全体に資料を見せながら説明をした。最初は戸惑い気味だったり、恥ずかしそうにしていたりした児童も、授業が進むにつれ真剣なまなざしに変わっていった。特に、ⅦのLGBTQについては、理解するのが難しいかもしれないという教師の予想に反して、児童の知りたいという気持ちが、教師の話聞く様子から伝わってきた。

【性に関する7つの項目】
Ⅰ毛が濃くなるって本当?!
Ⅱ生理がいやでたまらない。
Ⅲ俺のおちんちんは小さいの?!
Ⅳ胸が大きくなっちゃうの?!
Ⅴ声がガラガラ、のどが痛いよ。
Ⅵいらいらしてばかり!何とかしたい!!
Ⅶホモとかレズってなに?

(3) 授業前後のアンケート結果の比較より

・思春期に体に変化していくことを①とても楽しみ②楽しみ③仕方がない④いや⑤不安の5段階で聞いた。授業後に①②③と答えた児童は、93人(88.6%)だった。授業前と比べると、④⑤と答えた児童が10人減っている。多くの児童が思春期の体の変化を受け入れようとしていることが分かる。

・自由記述では、「開けてよかった」「安心した」が21人(20%)、「もっと知りたい」が8人(7.6%)だった。他にも「体の成長は恥ずかしくない」「声変りが楽しみ」「人それぞれでいい」「思春期は駄目じゃない」「人間はすごい」などの記述があり、正しい知識を伝えたことで、自分の心や体の変化を肯定的に捉えることができたと考えられる。

・思春期に悩みをもつことは「よくない」「あまりよくない」と答えた児童が、授業前は19人(18.1%)いた。そのうち7人は、授業後には、悩みをもつことは「あってもよい」と答えている。多くの児童が、思春期に悩みをもつことが悪いことではないと感じられるようになったと言える。

・心に残った項目は、ⅦのLGBTQと回答した児童が最も多く、55人(52.4%)だった。「相手のことを認めた」「普通に接したい」と32人が答えており、性の多様性を理解し、共生について考えたことが分かった。

(4) 児童Aへの対応

授業後のアンケートで「思春期はこわい」と記述した男子児童Aは、事前も事後も思春期の体の変化を否定的に捉えており、自分の心や体に関することは「どうでもいい」と答えていた。そのため、児童Aの不安を受け止め、違った角度からのアプローチや個別での対応が必要であると考えられた。

そこで、11月の修学旅行前の保健教育において、男子には、男性教師から自分の体験をもとに思春期の男子の心と体の変化について話してもらった。児童Aは男性教師の話少し安心したような表情で聞いていた。その後、児童Aが「出張ほけん室」で聞いた内容で自分に当てはまることがあり、不安を感じていたことを話してくれた。新しい知識を得たことで不安を抱く児童もいる。心配なことがある場合に、担任や養護教諭、その他関わりのある大人に、児童が個別に相談できる関係をつくっていくことが必要である。

3 実践の成果と課題

授業後のアンケートでは、思春期に対して前向きな記述をしている児童が多くいた。思春期に悩みをもつことが「あってもよい」と考えられるようになった児童も増えている。児童が知識として知っているだけでなく、自分の心や体の変化を楽しみ、前向きになれる指導方法をこれからも探していきたい。また、児童と性について気軽に話せる関係を現任校でも築いていきたい。

<参考文献> 「性は虹色グラデーションLGBTを知るためのハンドブック」岡崎市、

月刊 健康教室連載「オイカワ流ミニネタ保健指導」東山書房2018年4月号～2019年9月号

乳児健診でのスポットビジョンによる弱視検査

川井小児科クリニック〇棚橋順子、村瀬貴代子、土屋千枝、鶴田恵子、谷美樹、川井進

はじめに

乳児の視力は発達段階にあり、毎日絶えず物を見て徐々に発達してくる。子供の学習能力の多くは視覚を通じて行われ、弱視によってそれが妨げられることがあってはならない。その為に、弱視の早期発見をし、早期に治療開始ができるよう適切な医療機関へ紹介する事が大切である。

弱視は小児の2~3%に発症し、治療は5歳までに開始し7歳までに終了するのが望ましく、早ければ早いほど高い効果が期待できると言われている。

当院では、乳児健診に来院した乳児に、自動判定機能付きフォトスクリーナー装置スポットビジョンスクリーナー（以下SVS）を用い、弱視のスクリーニング検査を行っているのでその結果を報告する。

SVSとは

生後6ヶ月以上から短時間で弱視危険因子（近視・遠視・乱視・不同視・斜視）を見つけるスクリーニング検査ができる。検査は、数秒間、小さい子供にも興味を惹きつける光や音が発せられるカメラのような機械の画面を見つめるだけで出来、負担もない。測定後の結果も速やかにプリントアウトし、異常の判定が赤字で分かりやすく表記される。（図①）

対象と方法

2018年9月1日～2020年7月31日までに乳児健診に来院した生後6～11ヶ月の乳児全員393名に検査を行った。

やや暗い部屋で看護師がSVSを持ち、対面で保護者に乳児を抱っこをして座ってもらい、画面を見つめてもらい測定した。泣く子にはおもちゃやぬいぐるみ等を使って画面に注意をひかせるようにした。

異常が出た場合は、『日本弱視斜視学会 SVS 運用マニュアル第1版』に沿って再検査、あるいは専門眼科医紹介を判断した。

結果

393名中49名が異常と判定された。（表①）

49名のうち37名は2～6回の再検査で正常と判定、7名は経過観察中である。

眼科へ紹介した5名のうち、遠視・不同視と判定した症例は、現在（3歳）眼鏡使用中である。斜視と判定し眼科紹介した症例は、11ヶ月で両内直筋後転術を受け、術後眼位は正常となった。

5名のうち3名は眼科の精密検査で問題なしと診断された。

まとめ

乳児健診でのSVSによる弱視検査の結果は49名（12.5%）に異常があった。

眼科への紹介を必要とした症例は5例（1.3%）あり、そのうち1例は斜視に対する手術、1例は遠視矯正の眼鏡処方が必要とした。SVSによる乳児期のスクリーニング検査は弱視危険因子の早期発見に有益であった。

図① スポットビジョンスクリーナー



出典：<http://welchallyn.jp/visionscreener/>

表① SVSによる判定結果

判定	人数
正常	344名 (87.5%)
異常※ 乱視	38名 (9.7%)
斜視	5名 (1.3%)
遠視	4名 (1.0%)
近視	3名 (0.8%)
非対称な眼位	2名 (0.5%)
不同視	3名 (0.8%)

※5名眼科紹介（手術1例・眼鏡1例・正常3例）

愛知県内 2 市の乳幼児健診における 17 年間の事故調査

○^{すぎうらしろう}杉浦至郎、山崎嘉久

あいち小児保健医療総合センター 保健センター保健室

【背景と目的】

日本の子どもの死亡原因として不慮の事故は上位を占め、事故予防は子どもの健康にとって重要な問題である。愛知県内の A 市及び B 市では平成 15 年度から 1 歳 6 か月児健診及び 3 歳児健診において、1 年半以内に経験した子どもの事故に関する自記式質問紙調査を行い、保健指導の参考にしている。今回我々は、この 2 市における乳幼児の事故件数の推移を明らかにすることを目的に、解析をおこなった。

【方法】

2003 年度から 2019 年度の間に A 市及び B 市で行われた 1 歳 6 か月児健診及び 3 歳児健診で回収された子どもの事故に関する自記式質問紙調査結果を年度毎に記述した。また A 市において 2005 年から実施されている事故予防安全チェックリストを用いた調査（子どもの周囲の環境でどの程度事故予防対策がなされているかを確認する自記式質問紙調査）の結果も年度毎に記述した。

【結果】

調査期間の 17 年間に合計 23,050 人の 1 歳 6 か月児健診受診者、23,815 人の 3 歳児健診受診者から質問紙が回収可能であった（回収率 1 歳半 97.2%、3 歳 97.5%）。1 歳 6 か月児健診受診者の 7,129 人（30.9%）及び 3 歳児健診受診者の 6,043 人（25.3%）が 1 年半以内に事故経験があると回答した。事故の際、1 歳 6 か月児健診の 4,138 人（17.1%）3 歳児健診の 4,370 人（18.3%）は医療機関を受診しており、1 歳 6 か月児健診の 102 人（0.4%）3 歳児健診の 107 人（0.4%）は入院を必要としていた。総事故件数及び事故経験者の割合は 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診いずれも、2 市共に減少傾向であった。

事故予防対策の数と事故経験者の割合、事故経験回数とは関連が認められ、2005 年から 2019 年にかけて平均事故予防対策数は徐々に増加していた（A 市 1 歳 6 か月健診における平均対策数、2005 年：10.0 項目 2019 年：11.1 項目 / 全 14 項目）

【結論】

愛知県内 2 市の保護者申告による一般乳幼児の事故はこの 17 年間で減少傾向であった。原因の一つとして事故予防対策の普及が考えられた。

「応答する保育」ってどんな保育？～子どもの『やりたい』を見つけ出そう～

名古屋短期大学 保育科 小島千恵子

保育は、子どもの心もちに「なってみる」ことが大切である。子どもの見ている世界を共に見ようと応じることで子どもが次第に尊厳をもった存在に見えてくる。子どもの心もちになってみるということは、子どもをわかること・・・理解することである。これは子どもの発育・発達を保障することにつながるものであるため、容易く「わかった」とは言えないことでもある。「〇〇歳でこんなふうになる」というのはあくまで平均値であり、目安である。子どものことをわかるうえで大切なことは、平均値でとらえた発達ではなく、「今ここ」の子どものことを丸ごと受け止め、その子どもが自立していくために寄り添っていくことである。保育とは、子どもが生涯を生き抜いていくための基礎を子ども自身が持っている「自ら育つ力」に寄り添い、支えていくことにある。「日本の幼児教育の父」と言われる倉橋想三(1882~1955)は、著作「育ての心」の序文を以下のように綴っている。

「自ら育つものを育てようとする心、それが育ての心である。世にこんなに楽しい心があるのだろうか。それは明るい世界である。温かい世界である。育つものと育てるものが互いの結びつきに於いて相楽んでいる心である。

育ての心。そこには何の強要もない。無理もない。育つものの偉きな力を信頼し、敬重して、その発達の途に遵うて発達を遂げしめようとする。役目もなく、義務もなく、誰の心にも動く真情である。」

子どもの持っている力を信じて、寄り添っていく保育者の心情を温かく表して、保育者にとって、保育を語るうえで最も重要な指針であると言ってよいだろう。このような心もちになるためには、保育者自身もかつて子どもであったことを忘れてはならない。子どもベースの心もちに子どもを育てようという「大人の目」を持つ寄り添うことが大切であり、子どもが自ら育つことを支えることになるのである。

応答する保育とは、子どもが求めることに応じることであり、子どもが主体を尊重することである。主体とは、子どもが何かの刺激によって自ら躍動的に動くことである。子どもには自分から育ち、今の自分をこえていく力がある。子どもは「自ら育つ」という本性を持っているということをもまずは周りの大人が子どもを育てることについての基にすることが重要である。社会教育学者の宮原誠一(1909~1978)は、形成(ある環境の中で育つことによって、結果として何かが育つ)先に「教育」(形成的に育ち始めたものをこちらで援助してきちんとできるようにする)があると説いた。子どもが自分で自分を充実させていることであり、自分を形成する・・・子どもが自分で何かを身につけたい・もっとできるようになりたいと挑んでいくとき“その子どもの命が輝いている”のである。生活を創る：英語では create the life。生活=lifeとは命を活性化させる活動であり、その子らしい「命の物語」を日々創っていくことにある。子どもが「おもしろい」「もっとやろう」と挑戦しているとき、子どもの命は充実しているといえるだろう。子どもが自分で自分を充実させている「自己充実」を保障する環境を教育するものが作ることで、これが教育の基本ということになるのではないだろうか。子どもに共感し、子どもが主体となって活動できるようにすること、子どもがどんなときでも愛され守られ保護されて初めて教育が成り立つのだろう。

子どもの「やりたい」が発揮される環境づくりについて、前述の倉橋は育ての心(1936)の中で、「子供自身が自分の生活を充実する工夫を自ら持っていることを信用して、それを発揮出来るようにこしらえておくこと」と述べている。子どもの中に無限の可能性があるということを信じることで、その力を発揮できるように援助することである。加えて倉橋は、「幼児の自由感こそ設備をよく生かしてくれるもとです」とも言っている。自由感とは何だろうか。やりたい放題ということではなく、子どもが目の前のモノ、ヒト、コトと出会い、自分の思いのままにかかわっていくことができると感じ取れる状態であろう。子どもがさまざまな環境に出会い、刺激を受けて躍動的に活動すること、それが自ら育つものと、育てようとするものの命を輝かせることなのではないだろうか。

<関係機関団体紹介>

- 1 公益社団法人愛知県医師会
- 2 一般社団法人愛知県歯科医師会
- 3 愛知県小児科医会
- 4 一般社団法人愛知県薬剤師会
- 5 公益社団法人愛知県栄養士会
- 6 愛知県学校保健会
- 7 愛知県養護教育研究会
- 8 愛知県保健師会
- 9 愛知県市町村保健師協議会
- 10 公益社団法人愛知県看護協会助産師職能委員会
- 11 公益社団法人愛知県歯科衛生士会
- 12 愛知県保育士会

1 公益社団法人愛知県医師会

公益社団法人愛知県医師会では、学校保健部会幹事会において、学校保健領域における活動の基本方針を策定し、学校健診委員会で具体的検診項目の全県下レベルでの精度管理と有用性の検討を行っています。

また、単に健診などの保健活動を行うだけでなく、それらを取りまとめ、様々な方向から検討を行い、その成果を適切に公表する事により、学校保健の実践に役立たせることが可能と考えています。

今年度の主な事業は下記内容を予定しており、今後とも当会は、学校保健に携わる皆様方のご協力をいただきながら、子どもたちの未来を見据えた活動ができるよう取り組んでまいります。

○令和2年度の主な事業内容

- 1) 第35回学校保健健診懇談会の開催
- 2) 令和2年度学校保健シンポジウムの開催
- 3) 令和2年度学校保健講習会（日本医師会主催）への参加
- 4) 第51回全国学校保健・学校医大会（富山県）（日本医師会主催）への参加

2 一般社団法人愛知県歯科医師会

愛知県歯科医師会では、32年前より全国に先駆けて「8020運動」を推進してきましたが、近年では口腔の健康観を高めるため「ウェルネス8020」を立ち上げ、全てのライフステージに応じた口腔機能管理を推進しています。

その出発点として、平成28年度より「0歳児からの口腔機能育成事業」を先進的に行っており平成30年4月からは「口腔機能発達不全症」が保険収載され、ますます本事業の展開が期待されています。その期待に応えるべく愛知県全域で適切な口腔機能育成指導が実践できるようにするため、愛知県小児科医会の協力のもと各地区の代表者が参加する指導者養成コースを開催しています。

また、障がいのある子どもたちのお口の健康をまもるために「障がい者歯科医療ネットワーク推進事業」「障がい者(児)歯科保健推進研修事業」も進めております。「障がい者歯科医療ネットワーク推進事業」では、県下16か所の歯科医療センターと高次医療機関のネットワークを構築、一次・二次・三次医療を再組織化し、それらを有機的に連携させて障がい者歯科保健・医療・福祉の充実を図っています。同時に、どこでも適切な歯科医療が受けられるように「障がい者歯科認定協力医」を養成し、県内における障がい者歯科医療の普及と啓発ならびにその質の向上・充実を図っています (http://www.aichi8020.net/welfare_net/index.php)。

すべての子どもたちが生涯をより健康に生き抜くために、愛知県全域で充実したサポートが受けられるよう、愛知県歯科医師会が主軸となってこれらの事業を今後も進めていく予定です。

3 愛知県小児科医会

愛知県小児科医会では、小児保健委員会が中心になって小児保健を考える場にしております。乳幼児保健、学校保健を中心に活動をしていく予定です。また病児保育についても取り上げていこうと考えて居ります。

〈活動内容〉

- ① 愛知県母子健康診査等専門委員会参加
- ② 県市長会妊産婦・乳幼児健診協議会参加
- ③ 愛知県小児保健協会参加
- ④ その他

・園保健等

日本保育保健協議会に参加

園保健（園健診マニュアル・精度の向上・職員との連携など）

・乳幼児健診（今後の方針・視覚機能検査などへの対応など）

・学校保健等

愛知県医師会学校保健幹事会・健診委員会に参加、名古屋市医師会学校保健委員会及び各地区医師会学校保健活動について取りまとめる。日本小児科医会乳幼児学校保健研修会に参加、日本医師会主催の学校保健講習会、全国学校保健・学校医大会に参加、指定都市学校保健協議会に参加

・病児保育（全国病児保育協議会と連携）

4 一般社団法人愛知県薬剤師会

愛知県薬剤師会では、平成 22 年度から、妊娠、授乳中の方からの相談にのり、適切なアドバイスをし、さらには医療従事者へ適切な情報提供ができる薬剤師を「妊娠・授乳サポート薬剤師」として養成しています。現在約 410 名の薬剤師が活躍しており、今年度は新たに 50 名を養成中です。医師等他職種からの問い合わせも増え、連携が進んでまいりました。また、一般向けの情報として「妊娠とくすり」「授乳とくすり」をホームページに掲載しております。地域の保健所、保健センターが開催する「パパ・ママ教室」でも啓発活動を行い、使用薬剤の相談のみならず、「薬がのめない」「薬を使いづらい」というお悩みにもこたえ、最適な薬物治療を受けられるよう提案をしております。さらには、妊娠を希望される方への早期葉酸摂取の推奨も同時に行っております。保健所・保健センターに配布した啓発カードの二次元バーコードをスキャンすると、「妊娠・授乳サポート薬剤師」がいる薬局を調べることができます。

令和元年 5 月、当会より「妊娠・授乳と薬のガイドブック」を発刊いたしました。「妊娠・授乳サポート薬剤師」が相談を受けた事例をもとに、よくある不安や疑問に答える形をとっており、現在、医療関係者をはじめ多くの方に参考にしていただいております。

ドーピングを防止することを目的とした「公認スポーツファーマシスト」は、ドーピング防止教育に携わり、スポーツを通じた地域貢献・他職種連携を目指しています。2026 年に愛知県と名古屋市でアジア競技大会が開催されることから、特にジュニア選手に対しての「アンチ・ドーピングの意義」と「スポーツの価値を守る」啓発活動に力を入れています。当会のホームページに「妊娠・授乳サポート薬剤師」「公認スポーツファーマシスト」の名簿を公開しておりますので、ご活用頂きますと幸いです。

5 公益社団法人愛知県栄養士会

本会は、2020 年 3 月 24 日に愛知県と「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」を締結いたしました。

主な支援活動は、大規模な自然災害が発生し、避難所生活等が長期化する際の巡回栄養相談の実施や要配慮者（高齢者、食物アレルギー者、乳児等）に対応できる食品を配置する「特殊栄養食品ステーション」の設置などです。

この特殊栄養食品ステーションは、本会の活動に賛同をいただいております賛助会員（企業）の協力・提供いただいた食品などを備え、管理栄養士が常に在中し、避難所等からの要請に適した食品を組合せ、要配慮者への個別対応ができる体制となっています。

支援活動は、本会の会員のほか、（公社）日本栄養士会及び日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT：ジェイ・デー・エイ・ダット）と連携して行うこととなります。

栄養士会は全国 47 都道府県で組織されていますが、2020 年 8 月末現在で 18 府県の栄養士会が地元自治体と災害時の支援活動に関する協定を締結しております。



左：本会 柵木会長 右：大村愛知県知事



2016 年の熊本地震災害で開設した特殊栄養食品ステーション

6 愛知県学校保健会

1 事業目的

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び国立高等専門学校における保健・安全及び環境衛生の充実・推進を図り、幼児児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるようにするとともに、生涯にわたる健康・安全の重要性を認識させ、その保持・増進を自ら実践できる態度や能力の育成を目指す

2 会員

学校(園)医、学校(園)歯科医、学校(園)薬剤師、校(園)長、教頭、保健主事、養護教諭、その他学校保健関係者、本会の目的に賛同し会長が認めた者

3 事業内容

学校保健に関する普及啓発、学校保健関係者の資質向上、学校保健に関する情報の提供、学校保健関係団体との連携等

[今年度の主な活動]

- (1) 令和2年度愛知県学校保健会県立学校部保健研究大会（講演、研究発表）
令和2年 8月17日（月） 愛知県産業労働センター（ウインクあいち）
- (2) 第68回愛知県学校保健研究大会（表彰：感謝状・健康推進学校、講演、研究発表）
令和2年10月14日（水） 愛知県女性総合センター（ウィルあいち）
- (3) 地区学校保健 研究大会（講演、研究発表、シンポジウム等 ※尾張・三河地区で各1回開催）
*尾張：第40回尾東地区学校保健大会
令和2年10月29日（水） 常滑市民文化会館
*三河：第39回西三河地区学校保健研究大会
令和2年11月19日（木） 刈谷市総合文化センター

※今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、(1)～(3)全ての研究大会において開催を中止し、研究大会冊子は作成し、関係機関、学校等に配付

7 愛知県養護教育研究会

愛知県内（名古屋市を除く）の公立小・中学校、義務教育学校及び国立小・中・特別支援学校の養護教諭等により組織され、昨年度、発足30周年記念大会を開催しました。今年度は会員数1,079名で、会員相互の力量向上を目指す研究団体として活動しています。

1 今年度の主な事業

- 5月 総会・研修会（※新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会は中止、総会は書面議決）
- 7月 研究大会は中止（誌上発表） ○10月 研究会誌の発行
- 12月 研修会（参加者を募って開催予定） ○1月 会報の発行

2 第31回愛知県養護教育研究大会（※研究大会は中止とし、会誌による誌上発表とした）

研究主題 「未来に輝く子どもをはぐくむ養護教諭の専門性と役割の追究」

- (1) 研究発表Ⅰ 子どもたちの命を守り、安全に生活できる学校を目指して 小牧市養護教諭部会
－「これならできる！」「やってよかった！」と実感できる取組を通して－
- 研究発表Ⅱ 長寿社会を健やかに生きる「健康推進力」の育成 蒲郡市養護教諭部会
－健康と命の大切さを見つめる がん教育の実践に向けて－
- (2) 調査研究報告 養護教諭としての専門的力と資質向上を目指して 愛養研調査研究部
－健康観察を活用したリスクマネジメントにおける養護教諭の役割－

3 第11回愛知県養護教育研究会研修会（※12月 オンライン研修予定）

講演「養護教諭の専門性を生かした保健の授業を考える」（仮題）

熊本市公立学校初任者研修指導講師 澤 栄美先生

8 愛知県保健師会

愛知県職員である保健師163名（令和2年5月現在）の会員の地域保健活動の知識や技術等の継承と資質向上並びに会員相互の交流と親睦を図り、もって公衆衛生活動の発展に寄与することを目的としており、名古屋・尾張東・尾張西・三河の4ブロックを設け活動しています。

主な活動として、定期的な役員会と福利委員会を開催し、会員の研修・親睦・福利に関すること等を検討、企画及び実施しています。

今年度の事業内容

(1) ブロック研修会（各ブロック1回、計4回）

地域健康課題対応事業、災害時保健活動、保健師の人材育成、各所属の主な取組等をテーマに講演・グループワークを実施。

(2) 保健師会ニュースの発行（会員向け）

(3) 総会・研修会（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

本会員は県内12保健所を始め県庁各課や児童福祉相談センター等に所属しているため、今年度は各所属において新型コロナウイルス感染症対策に保健師の専門性を活かして取り組めるように業務内容や課題等の情報共有を行っています。

9 愛知県市町村保健師協議会

年間を通じて以下のような活動や研修補助などを行っています。

目的	市町村間の連絡協調のもと、保健師が職務に関して必要な知識及び技術を習得し資質の向上を図ることにより、地域住民の健康と福祉の向上に寄与する
会員数	名古屋市を除く愛知県内37市14町2村が加入 今年度76名が新規加入、令和2年4月1日現在1,144名
研修会	年間2回実施(新型コロナウイルス感染拡大防止のため年6回計画のうち4回は中止。) 内容：健康増進、生活習慣病、多胎支援、産後のメンタルヘルス、保健師の資質向上等
グループ研究	各支部ごと1テーマ（尾西、尾東、西三、東三の4支部に分かれて）の予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度グループ研究会は中止となる。
県内・県外研修補助事業	県外3研修、県内1研修（県外予定した8研修の内、5研修は開催中止又はWeb開催）
会議等への出席	愛知県家庭教育企画委員会、愛知県健康づくり推進協議会、母子保健運営協議会、愛知県里親委託推進委員会、愛知県公衆衛生研究会企画委員会、愛知県小児保健協会理事会、愛知県自立支援協議会医療的ケア専門会議、愛知健康経営促進検討会議、介護支援専門支援会議、学校保健課題解決支援事業、介護給付審査委員会、愛知県アレルギー疾患連絡協議会、糖尿病性腎症重症化予防推進会議、CKD啓発街頭キャンペーン、アルコール健康障害対策推進会議
その他	愛知県市町村保健活動のすがた発刊（年1回）

今後ともご指導、ご協力の程よろしくお願いたします。

愛知県市町村保健師協議会会長 浦田 浩子

1 0 公益社団法人愛知県看護協会助産師職能委員会

愛知県看護協会は、約 38,600 名を会員とする看護職の職能団体です。そのうち助産師は、1,527 名で妊産婦を中心とした女性のライフサイクルに関わり、安心安全なケアの提供を目指して活動をしています。

2020 年度の活動は、①助産師の専門性の向上、②妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援、③助産師出向支援、④関係団体との連携の 4 点を中心に計画いたしました。具体的な活動は以下のとおりです。

1. 職能研修会の開催

- ①2020 年 10 月 19 日（月）「母体感染のリスクと対応」 講師 あいち小児保健医療総合センター早川博生氏
 - ②2020 年 10 月 26 日（月）「フィジカルアセスメント：代謝」 講師 あいち小児保健医療総合センター早川博生氏
 - ③2020 年 10 月 30 日（金）「フィジカルアセスメント：新生児」 講師 安城更生病院 加藤有一氏
- 講師をお迎えし、助産師の専門性向上を図る研修会を行いました。

2. 交流会の開催 2020 年 11 月 30 日（月）

テーマを「妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援、グリーンケア」とし、新生児集中認定看護師の方から実践報告を行ってもらい、参加施設での取り組みについて意見交換を行いました。

3. 地区支部助産師情報交換会の開催 2020 年 9 月 28 日（月）、12 月 15 日（火）

助産師の継続教育・コロナウイルス感染予防対策について、各地区支部助産師役員が実践内容と課題の情報共有を行い、参加施設・地区へフィードバックを行いました。

4. 周産期母子医療センター管理者情報交換会の開催 2020 年 10 月 23 日（金）

産科と NICU との連携について情報交換・共有を行い、参加施設・地区へフィードバックを行いました。

5. 「国際助産師の日」第 29 回愛知県集会の開催 2020 年 6 月 13 日（土）

※新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、次年度へ延期

1 1 公益社団法人愛知県歯科衛生士会

愛知県歯科衛生士会は口腔保健を啓発し県民の健康と福祉の保持増進に貢献する事業を行う団体です。会員の 99.9%が女性で、活動を通じて女性の活躍促進につなげています。

歯科衛生士は、歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図る事を目的に、人々の「食べる・話す・表情をつくる」を中心とした歯・口腔の健康づくりをサポートする国家資格の専門職です。

3つの業務が法律に定められ、それぞれに専門性の高い知識・技術を必要としています。

(1) 歯科予防処置

歯科医院などで行うむし歯や歯周病の予防処置です。「フッ化物塗布」等の薬物塗布、歯石や歯垢（プラーク）など口腔内の汚れを専門的に除去する「機械的歯面清掃」などです。

(2) 歯科診療の補助

歯科診療は歯科医師を中心とした「チーム医療で」行われています。その中で歯科衛生士は歯科医師の指示を受けて補助をするなど、協働で患者さんの歯科診療にあたります。

(3) 歯科保健指導

むし歯や歯周病の治療や予防のため、さまざまな人の状況に合わせたお口の健康支援を行います。最近では、食べ物の食べ方や噛み方を通じた食育支援、高齢者や要介護者の咀嚼や飲み込む力を強くする摂食嚥下機能訓練も注目されています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなか、研修会のオンライン開催や県民啓発イベントの見直しを検討するなど、新しい形に挑戦しています。（ホームページ：<http://aichi-shika.com/>）

1 2 愛知県保育士会

愛知県保育士会は、保育士の職能組織として全国の都道府県、指定都市に組織されており、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めています。本年度の愛知県保育士会の会員数は、14,499名。次代を担う子どもたちの健やかな育ちのために、地域における子育て文化を育む活動を広げるなど、地域の子育てネットワークにおける中心的役割を果たす保育士の育成のため事業を展開しています。本年度事業概要は以下の通りです。

1 重点事項

- (1) 改定保育所保育指針等及び子ども・子育て支援新制度に対応する取組み
- (2) 愛知県保育士会の組織強化及び地域における保育士会活動への支援
- (3) 保育士会市町村委員等の資質向上・学習の場の提供
- (4) 福祉サービスの質の向上のための自己評価と第三者評価の取組み
- (5) 東海北陸保育研究大会「愛知大会」開催準備

2 会議の開催

- (1) 委員総会
- (2) 常務委員会
- (3) 正副会長会議
- (4) 保育関係役員合同会議

3 研修会の開催

- (1) 保育所新規職員セミナー
- (2) 保育士会委員研究会
- (3) 尾張・三河地区研修会
- (4) 名古屋地区研修会
- (5) 愛知県保育研究集会

*新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、(1)(2)については開催を中止いたしました。

4 会員向け情報提供等の充実

- (1) 愛知県保育士会概況の発行
- (2) 機関紙すかんぼの発行
- (3) 各市町村の取組み状況の紹介

ワクチンを創る あすを守る

サノフィ株式会社

サノフィバスターワクチンビジネスユニット

〒163-1488 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

<http://www.sanofipasteur.jp/>

2020年9月作成 MAT-JP-2003208-1.0-09/2020

SANOFI PASTEUR 

がんや血栓の新しい治療薬を届けたい。
第一三共が積み重ねてきたサイエンスに
新しい切り口を加えて
生まれるイノベーション。
その先に、希望という名の
ゴールがあると信じて。



イノベーションに情熱を。
ひとに思いやりを。



Daiichi-Sankyo
第一三共株式会社

YAGAMI


歴史に学び
今を考え
未来につなぐ

明治4年(1871年)の創業以来、
医療・介護・保健に関わる事業を営みながら、
いち早く予防医療・健康開発にも取り組むなど
常に先進の活動に努めてまいりました。
これからも、人のいのちに携わる企業として
社会的責任を果たしてまいります。

医療機器 福祉用具 健康開発機器

株式会社 八神製作所

〒460-8318 名古屋市中区千代田二丁目16番30号 TEL. 052-251-6671 (代) www.yagami.co.jp

 セイエイエル・サンテ グループ

愛知県小児保健協会規約

(名称及び所在地)

第 1 条 本会は愛知県小児保健協会と称する。

第 2 条 本会は事務局を愛知県大府市森岡町七丁目 4 2 6 番地あいち小児保健医療総合センターに置く。

(目的及び事業)

第 3 条 本会は小児保健に関する研究及び知識の普及啓発等を目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小児保健に関する学術集会等の開催
- (2) 小児保健に関する調査研究
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

(構成員)

第 5 条 本会は愛知県に在住または在勤する本会の趣旨に賛同する者によって構成される。

第 6 条 賛助会員は本会の事業に賛同し、援助する者をいう。

(賛助会員 1 口 10,000 円)

(役員)

第 7 条 本会は次の役員を置く。

会長	1 名
理事	25 名程度
常任理事	若干名
監事	若干名

理事は小児保健に関連する団体等から推薦を受け、理事会で協議して決定する。

会長及び監事は理事の互選で選出する。

第 8 条 会長は会務を総括する。

理事は理事会を構成し、本会の会務を執行する。常任理事は会長を補佐し、庶務・会計を担当する。

第 9 条 監事は会計の監査をする。

第 10 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 11 条 本会に幹事を置く。

幹事は会長の委嘱により、理事の業務を補佐する。

第 12 条 本会には顧問を置くことができる。

顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第 13 条 本会には名誉会長を置くことができる。

名誉会長は理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(会計)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(規約の改正)

第 15 条 本会の規約は理事会の承認を経て、変更することができる。

附記

平成 3 年 1 月 13 日規約制定

平成 15 年 2 月 22 日改定

平成 27 年 1 月 25 日改定

平成 28 年 2 月 14 日改定

令和 2 年 1 月 12 日改定

令和2年度愛知県小児保健協会役員名簿

(令和2年9月現在)

協会役職	所 属 ・ 職 名	氏 名
会 長	あいち小児保健医療総合センター センター長兼免疫・アレルギーセンター長	伊藤 浩明
理 事	公益社団法人愛知県医師会 理事	西 脇 毅
理 事	一般社団法人愛知県歯科医師会 理事	森 幹太
理 事	愛知県学校保健会 会長	浅井 清和
理 事	愛知県小児科医会 会長	津村 治男
理 事	愛知県小児科医会 小児保健委員会委員長	松川 武平
理 事	名古屋市小児科医会 会長	江口 秀史
理 事	愛知医科大学医学部衛生学講座 教授	鈴木 孝太
理 事	愛知県尾張福祉相談センター センター長	前田 清
理 事	一般社団法人愛知県薬剤師会 会計理事	佐々木 豊
理 事	愛知県保健師会 会長	杉原 孝子
理 事	愛知県市町村保健師協議会 書記	中村美奈栄
理 事	公益社団法人愛知県看護協会 職能理事 助産師職能委員長	鈴木久美子
理 事	愛知県養護教育研究会 会長	近藤 友子
理 事	公益社団法人愛知県栄養士会 常務理事	山村 浩二
理 事	公益社団法人愛知県歯科衛生士会 副会長	久田せつ子
理 事	愛知県保育士会 会長	河野 輝敬
理 事	名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課 課長	岡本 理恵
理 事	名古屋市教育委員会指導部学校保健課 課長	長谷川新樹
理 事	名古屋市子ども青少年局保育部 保健事業主幹	永井 悦子
理 事	愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 課長	古川 大祐
理 事	愛知県教育委員会保健体育課 課長	岩田 政久
理 事	あいち小児保健医療総合センター 副センター長兼保健センター長	山崎 嘉久
監 事	日本赤十字豊田看護大学 小児看護学特任教授	大西 文子
常任理事	あいち小児保健医療総合センター 保健センター保健室 室長	杉浦 至郎
幹 事	名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課 母子保健係長	長沼 裕子
幹 事	愛知県中央児童障害者相談センター 企画・児童指導課 課長	井上香奈子
幹 事	愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 技師	丹羽永梨香
幹 事	愛知県教育委員会保健体育課 指導主事	安藤美穂子
幹 事	愛知県教育委員会西三河教育事務所 指導主事	村松 悦子
幹 事	あいち小児保健医療総合センター 保健センター保健室 室長補佐	秋津佐智恵
幹 事	あいち小児保健医療総合センター 保健センター保健室 技師	石川 瑛子
顧 問	名古屋大学大学院医学系研究科総合医学専攻 発育・加齢医学 教授	高橋 義行
顧 問	名古屋市立大学大学院 医学研究科新生児・小児医学分野 教授	齋藤 伸治
顧 問	藤田医科大学小児科 教授	吉川 哲史
顧 問	愛知医科大学附属病院小児科 教授	奥村 彰久

「小児保健あいち」19号

発行 愛知県小児保健協会

〒474-8710

大府市森岡町七丁目426番地

あいち小児保健医療総合センター

保健センター保健室 内

電話 0562-43-0500(内線4041~4043)

FAX 0562-43-0504

E-mail hoken_center@mx.achmc.pref.aichi.jp